

**審 査 基 準 表**  
(令和 8 年度自主防犯活動活性化事業)

| 審査項目   | 審 査 内 容                           | 評 価 |
|--------|-----------------------------------|-----|
| 企画内容   | 事業の目的に沿った内容になっており、犯罪防止の効果が期待できるか。 | 5   |
| 活動の波及性 | 活動内容に継続性があり、他地域にも波及が期待できるか。       | 5   |
| 事業遂行体制 | 活動や実績報告など、事業実施に十分に対応できる体制になっているか。 | 5   |
| 提案額    | 経費の積算は適当か。                        | 5   |
| 合 計    |                                   | 2 0 |

**【審査方法】**

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である 30 点（満点 60 点 × 5 割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が 1 団体だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である 60 点（満点 60 点 × 5 割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

**【評価基準（5 段階）】**

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案